

平成26年生駒市議会第1回(3月)定例会議案(抜粋)

平成26年2月24日

生駒市教育委員会

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		4,358,590	597,022	4,955,612
	2 小学校費	685,246	295,068	980,314
	3 中学校費	323,789	-16,797	306,992
	6 保健体育費	1,127,980	318,751	1,446,731

# 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教育費	保健体育費	体育施設整備事業	115,580
		北部スポーツタウン事業	203,171

2 変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	181,992	小学校施設整備事業	477,060
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	46,386	幼稚園施設整備事業	47,751

### 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

#### 2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
生駒ふるさとミュージアム 指定管理業務	平成26年度から 平成29年度まで	103,000千円	平成26年度から 平成29年度まで	107,167千円

### 第 4 表 地 方 債 補 正

#### 1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設 整備事業	56,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとす る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。
体 育 施 設 整 備 事 業	74,400	"	"	"

#### 2 変更

[単位 千円]

起 債 の 的 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 校 舎 増 築 事 業	81,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政によ り据置期間 及び償還期 限を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	92,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする 。ただし、 市財政によ り据置期間 及び償還期 限を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 教育費国庫負担金	90,985	11,376	102,371	1 小学校費負担金	11,376	あすか野小学校校舎増築事業負担金	

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 教育費国庫補助金	45,488	74,231	119,719	1 小学校費補助金	36,984	生駒南小学校大規模改造事業補助金 あすか野小学校太陽光発電事業交付金	19,677 17,307
				5 保健体育費補助金	37,247	市民体育館耐震事業補助金	

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 教育債	114,700	141,300	256,000	1 小学校債	66,900	生駒南小学校大規模改造事業債 あすか野小学校校舎増築事業債 あすか野小学校太陽光発電事業債	39,300 10,300 17,300
				4 保健体育債	74,400	市民体育館整備事業債	

## (款) 8 教育費

## (項) 2 小学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
3 小学校施設整備費	286,757	295,068	581,825	48,360	66,900	179,808	15 工事請負費	295,068	学校施設整備工事
計	685,246	295,068	980,314	48,360 (国負) 11,376 (国補) 36,984	66,900	179,808 (繰入) 179,808			

## (款) 8 教育費

## (項) 3 中学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 学校管理費	204,439	-8,801	195,638				15 工事請負費	-8,801	学校施設整備工事
3 中学校施設整備費	41,877	-7,996	33,881				13 委託料	-7,996	設計等委託料
計	323,789	-16,797	306,992					-16,797	

## (款) 8 教育費

## (項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
2 体育施設費	258,544	318,751	577,295	37,247 (国補) 37,247	74,400		13 委託料	3,260	監理委託料
計	1,127,980	318,751	1,446,731		74,400		15 工事請負費	112,320	各体育施設整備工事
							17 公有財産購入費	203,171	スポーツ施設用地
								207,104	

議案第 21 号

生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

生駒市社会教育委員に関する条例（昭和56年7月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置」の次に「、委嘱の基準」を加える。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから生駒市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 22 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市体育施設条例（平成元年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の表中

営利を目的としない場合	全面	2,470 円	2,470 円	2,470 円
	片面	1,230 円	1,230 円	1,230 円

を

アマチュアスポーツ	全面	2,470 円	2,470 円	2,470 円
	片面	1,230 円	1,230 円	1,230 円
アマチュアスポーツ以外（集会、講演会等）		10,970 円	10,970 円	10,970 円

に改める。

別表第 3 の 3 の表及び別表第 3 の 4 の表を次のように改める。

3 グラウンド

区 分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00
生駒市北 大和グラ ウンド イモ山公 園グラウ ンド	アマチュアス ポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアス ポーツ以外（ 集会、講演会 等）	6,790円	6,790円	3,390円	

むかいやま公園グラウンド	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北大和野球場 生駒市井出山グラウンド	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円		1,640円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円		1,340円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 児童生徒等
  - (2) 市内に住所を有する者
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分		9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:00
生駒市浄化センター	アマチュアスポーツ	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 620円	



テニスコート(全天候型) 生駒市健民テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	
生駒市浄化センターテニスコート(砂入り人工芝型) イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	
生駒市総合公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 児童生徒等
  - (2) 市内に住所を有する者
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の5の表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に

次の1項を加える。

3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

- (1) 児童生徒等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

別表第3の6の表を次のように改める。

6 相撲場

区 分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00
生駒市 総合公 園相撲 場	アマチュアスポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会 等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が特に必 要があると認める営 利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 児童生徒等
  - (2) 市内に住所を有する者
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第2条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中

生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地	を
(仮称)生駒市北部スポーツセンター 一体育館	生駒市高山町166番地2	に
生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地	

改め、別表第1の(3)の表中

生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目5077番地
-----------	-----------------

を

(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	生駒市高山町166番地2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町166番地2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町166番地2
生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目5077番地

に

改め、別表第1の(4)の表を次のように改める。

(4) テニスコート

名 称	位 置
(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町166番地2
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町201番地21

別表第3の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 体育館

区 分		(午前) 9:00~ 12:00	(午後) 12:00~ 15:00	(夕方) 15:00~ 18:00	(夜間) 18:00~ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館	アマチュアスポーツ 体育室 全面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
	アマチュアスポーツ 体育室 半面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
	指定管理者が特に必要があると認める営業使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
生駒市市民体育館	会議室	510円	510円	510円	510円
	多目的室	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市北大和体育館	アマチュアスポーツ	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
生駒市小平尾南体育館	指定管理者が特に必要があると認める営業使用の場合	31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室	510円	510円	510円	510円
生駒市井出山体育館	会議室	510円	510円	510円	510円
むかい	アマチュアスポーツ	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円

やま公園体育館	スポーツ				
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

別表第3の3の表を次のように改める。

### 3 グラウンド

区分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
生駒市北大和グラウンド むかいやま公園グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営	24,890円	24,890円	12,440円	

生駒市 北大和 野球場 生駒市 井出山 グラウンド	利使用の場合 アマチュアス ポーツ	1,640円	1,640円		1,640円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
イモ山 公園グ ラウンド 生駒市 総合公 園グ ラウンド 生駒市 健民グ ラウンド	アマチュアス ポーツ	1,340円	1,340円		1,340円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市 小平尾 南少年 グラウ ンド	アマチュアス ポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
- 4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
- 5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 児童生徒等
  - (2) 市内に住所を有する者
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 6 (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 テニスコート

区 分		9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	
	指定管理者が特に必要があると認めるとる営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	
生駒市浄化センターテニスコート(砂入り人工芝型)イモ山公園テニスコート滝寺公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認めるとる営利使用の場合	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	
生駒市総合公園テニスコート生駒山麓公園テニス	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円

コート むかい やま公 園テニ スコ ート	指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円
--------------------------------------	--	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

別表第3の7の表中

生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円	を
---------------	---------------------------------------	---

(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円	に、
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円	

生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円	を
-----------------	---------------------------------------	---

生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円	に
イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円	

改める。

第3条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の(3)の表生駒市北大和野球場の項及び生駒市北大和グラウンドの項を削る。

別表第3の3の表中 「生駒市北大和グラウンド  
むかいやま公園グラウンド」 を「むかいやま公園グラ  
ウンド」に、 「生駒市北大和野球場  
生駒市井出山グラウンド」 を「生駒市井出山グラウンド」に改

め、別表第3の7の表生駒市北大和野球場夜間照明の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条及び次項の規定 平成26年10月1日

(3) 第2条及び第3条並びに附則第3項の規定 平成27年4月1日までの  
間において教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、附則第1項第3号に規定する教育委員会規則で定める日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中生駒市体育施設条例別表第3の1の表から別表第3の5の表まで及び別表第3の7の表の改正規定を次のように改める。



別表第3の1の表中「3,700円」を「3,770円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「8,490円」を「8,640円」に、「31,110円」を「31,690円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「9,950円」を「10,130円」に、「36,480円」を「37,160円」に改め、別表第3の2の表中「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「10,970円」を「11,180円」に、「41,480円」を「42,250円」に改め、別表第3の3の表中「1,640円」を「1,680円」に、「620円」を「630円」に、「6,790円」を「6,910円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「24,890円」を「25,350円」に、「12,440円」を「12,680円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に改め、別表第3の4の表中「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,090円」を「5,190円」に、「18,670円」を「19,010円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「12,440円」を「12,680円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の6の表中「1,700円」を「1,730円」に、「6,220円」を「6,340円」に改め、別表第3の7の表中「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,

260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。

議案第 26 号

生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条  
例の一部を改正する条例

(生駒市自動車駐車場条例の一部改正)

第1条 生駒市自動車駐車場条例(平成19年3月生駒市条例第13号)の一部  
を次のように改正する。

第1条の表中「生駒市北新町」を「生駒市北新町10番36-102号」に  
改める。

(生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒  
市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に1条を加える改正規定中「生駒市  
北新町」を「生駒市北新町10番36-501号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。